

施策名	目標 3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む。)		担当部局名	水・大気環境局 環境管理課環境汚染対策室 モビリティ環境対策課										
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む大気環境の状況をよりの確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。		政策評価実施予定時期	政策評価実施時期		令和 6年 8月								
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。		政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全										
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ○自動車NOx・PM総量削減基本方針(令和4年11月22日閣議決定)													
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
1 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100	—	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	△
					別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	集計中	-	-	-			
2 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100	—	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	△
					別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	集計中	-	-	-			
3 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100	—	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	自動車NOx・PM法は、自動車交通量が多く、自動車単体の排出ガス規制などの措置のみによっては大気環境基準の確保が困難な地域を指定し、特別の対策を行う法律であり、その対策地域に設置された自動車排出ガス測定局における環境基準達成率は、当該地域における対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。	○
					別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	集計中	-	-	-			
4 我が国の降水中pHの加重平均値(pH)	—	—	5.6	—	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	全国の酸性雨調査モニタリングデータのうち、国民にとって身近な値を公表することにより、国民の不安解消と現状認識の向上を図り、かつ効果を把握することにも適した数値であるため、測定指標として選定した。	△
					4.96	5.04	5.07	集計中	-	-	-			

5	アスベスト大気濃度調査における石綿濃度1本/L以下の箇所数の割合(解体等工事に係るもの)	—	—	100	—	100	100	100	100	100	100	100	環境省のアスベスト大気濃度調査結果から、一般大気環境中の総繊維数濃度は概ね1本/L以下であり、石綿繊維数濃度も1本/L以下である。そのため、解体等工事における漏えい監視の観点から、石綿繊維数濃度1本/Lを目安とし、石綿濃度1本/L以下の箇所数の割合測定指標として選定した。	△
						97.8	91.9	96.4	93.3	—	—	—		
						—	—	—	—	—	—	—		
6	解体等工事に係る事前調査結果の報告件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	大気汚染防止法において、解体等工事に当たり、適切なアスベスト飛散防止対策を講じるため、事前に特定建設材料の有無等を調査することとされており、当該報告件数は、その進捗を把握するのに的確であるため、測定指標として選定した。	—
						—	—	618246	集計中	—	—	—		
7	環境目標値の設定または再評価を行った有害大気汚染物質数	—	—	2	—	—	—	—	2	2	2	2	有害大気汚染物質のうち、優先取組物質23物質について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい大気環境濃度の目標値を設定することとされている。環境目標値は、有害大気汚染物質による健康リスクの低減等を図る上で重要な値であるため、その設定や再評価の進捗を把握するのに適した測定指標として、環境目標値が設定または再評価がなされた優先取組物質数を選定した。	△
						2	0	0	0	—	—	—		
測定指標		目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								達成	
8	我が国における水銀大気排出量(t)	前年度に比べて排出量を削減する		—	前年度の水銀の大気排出量と今年度の水銀の大気排出量を比較することで、水銀の大気排出量削減量を示すことができるため、測定指標として設定した。								△	
9	国内及び東アジア地域における酸性雨・黄砂に係るモニタリングデータの把握・共有	—		—	全国の酸性雨調査及び黄砂飛散状況のモニタリングデータを公表することにより、国民の不安解消及び調査研究への活用を図るほか、モニタリングデータを関係諸国間で共有し、酸性雨及び黄砂の対策を国際的に議論するための基礎データとすることにより、東アジアの大気環境の改善に資することを目標とした。								○	
10	放射性物質に係る環境汚染の防止	—		—	我が国における一般環境中の放射性物質による環境の汚染の防止のための措置等及びその在り方に関する検討等に資するものとして、諸外国等の放射性物質に係る取組状況等や放射性物質による健康影響に関する最新情報等の把握を行うため、測定指標として選定した。また、当該検討結果に基づき、必要に応じた放射性物質に係る環境汚染の防止を図ることを目標とした。								○	

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 大気汚染防止 推進費	1.4,7,9	0110	(5) 微小粒子状物 質(PM2.5)等 総合対策費 (平成20年度)	1	0105	(9) EST普及推 進・エコモビ リティ技術海外 展開推進費 (令和2年度)	-	0107	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) 有害大気汚染 物質等対策推 進費 (平成23年度 組替)	1,7	0092	(6) 大気環境監視 システム整備 経費 (昭和47年度)	1	-	(10) 環境管理技術 調査検討費 (昭和50年度) 【関連R5-9、 関連R5-10】	1	0112	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) 石綿飛散防止 総合対策費 (平成23年度 組替)	5,6	0093	(7) 大気環境に関 する国際協力 推進費	9	0111	(11) 水銀大気排出 対策推進事業 費 (平成27年度)	8	096	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) 在日米軍施 設・区域周辺 環境保全対策 費 (昭和53年度)	1	0094	(8) モビリティ大 気汚染対策推 進費(昭和38 年度)	1,2,3	0111	(12) 放射能調査研 究費(昭和32 年度)	10	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-

評価結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり													
	目標達成度 合いの 測定結果	(判断根拠)	<p>○全国の大気環境基準の達成状況については、光化学オキシダントの環境基準達成率が依然として極めて低いまま推移しているが、令和3年度に初めて環境基準達成率100%を達成した微小粒子状物質(PM2.5)については令和4年度も高い環境基準達成率を維持しており、一時的な濃度減少ではないことが確認できたと考えられる。その他の大気汚染物質についても、高い達成率の維持を継続している。</p> <p>○自動車NOx・PM法対策地域内の令和4年度の環境基準達成率は、令和元年度以降、二酸化窒素、浮遊粒子状物質とも、一般局、自排局ともに100%を達成し続けている。</p> <p>○我が国の降水のpHは継続して緩やかな改善がみられるものの、引き続き酸性化した状態にある。</p> <p>○建築物解体現場等38地点において石綿による大気汚染の状況を調査したが、一般大気環境において石綿濃度が10本/Lを超えた地点はなかった。</p> <p>○全国の継続測定160地点において水銀の指針値を超過する地点はなかった。</p>												
	目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等		<p>○光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標を用いると、高濃度地域の光化学オキシダントは緩やかな改善傾向又は横ばいとなっているものの、光化学オキシダントの環境基準達成率は依然として極めて低い水準で推移しているため、引き続き「光化学オキシダント対策ワーキングプラン」に基づき、対策を推進する必要がある。</p> <p>○PM2.5の環境基準達成率については、令和3～4年度同様に、今後も高い環境基準達成率の維持を目指す。</p> <p>○これまで酸性雨の状況及び影響の把握をしてきたが、降水中pHの改善が緩やかであるため、目標値を含めて酸性雨対策を評価し、越境大気汚染対策として総合的に再構築する必要がある。</p> <p>○アスベスト大気濃度調査については、一般大気環境の石綿濃度が目標値(10本/L未満)を超えた地点はなかった。令和3年4月より順次施行されている改正大気汚染防止法を踏まえて、解体等工事に係る事前調査結果の報告を徹底し、アスベストの大気への飛散をより一層防止する必要がある。</p> <p>○水銀は指針値が設定された平成15年度より指針値を常に全ての測定地点で達成しているが、水銀大気排出インベントリーの2021年度の推計値が前年度に比べ増加したため、引き続き水銀の大気排出量削減に取り組む必要がある。</p> <p>○現在、優先取組物質の環境目標値の設定または再評価については、知見の収集や、収集した知見に基づく環境目標値の検討を行っており、適切な環境目標値が設定できるように引き続き取組を進める必要がある。</p>												
次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】	【測定指標】	<p>○光化学オキシダントについては、令和4年1月に策定した「光化学オキシダント対策ワーキングプラン」に基づき、効果的な取組の検討等を進めていく。</p> <p>○光化学オキシダント以外の大気汚染物質(水銀含む)については、大気汚染防止法等に基づく大気汚染物質の排出抑制と、環境濃度の監視の継続により、高い環境基準達成率を維持するとともに、大気環境のさらなる改善を目指す。</p> <p>○酸性雨については、引き続き有識者の意見等を踏まえ、これまでの酸性雨対策の評価に基づきながら、今後検討を行っていく。</p> <p>○アスベストについては、モニタリングを継続すると共に、改正大気汚染防止法の適切な施行のため、引き続き解体等工事に係る事前調査の周知徹底に努める。また、解体等工事に係る事前調査結果の報告件数の目標値についても、令和4年度結果が取りまとめ次第設定に向けて検討を進め、アスベストの大気への飛散をより一層防止する。</p> <p>○環境目標値が未だ設定されていない優先取組物質について、大気環境中濃度や排出実態、疫学調査等の知見の収集・把握を通じて、早急に環境目標値の設定に向けた検討を進める必要があるため、新たに目標を定めることとした。</p>												

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○国内の光化学オキシダント対策について、令和4年1月の中央環境審議会大気・騒音振動部会において審議を受け、「光化学オキシダント対策ワーキングプラン」を策定した。策定したプランに基づき設置した、「光化学オキシダント健康影響評価検討会」と「光化学オキシダント植物影響評価検討会」の2つの検討会において、人健康影響と植物影響について検討が行われ、人健康影響については令和6年3月、植物影響については令和6年4月にとりまとめの議論が行われた。</p> <p>○国内の水銀対策については、令和6年3月の中央環境審議会大気・騒音振動部会大気排出基準等専門委員会において審議を受け、「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について(第三次報告書)(案)」を取りまとめた。</p>	<p>SDGs目標との関係</p>	<p>【主な目標】 本事業は大気汚染状況の監視、基準の検討を通し、大気環境の保全を達成するものであり、目標3「全ての人に健康と福祉を」及び11「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献した。また、事業者に対して大気汚染防止法による規制を行うことで、目標12「つくる責任 つかう責任」の達成に貢献した。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】 大気汚染物質の中には、光化学オキシダントに含まれるオゾンのように温室効果を持つものもある。これらの物質の濃度変動に向けた取組を進めることにより、目標13「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。</p> <p>また、大気汚染物質の中には二酸化窒素等、窒素を含んだ物質が多数ある。これら窒素を含んだ物質は大気から土壌や河川を通じ、海へと流入する物質循環がある。窒素は近年使用量の過剰が指摘されており、これらの対策を進めることで、目標14「海の豊かさを守ろう」及び目標15「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○各年度 大気汚染状況報告書(環境省) ○越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画(環境省 平成14年3月策定・31年3月改訂) ○アスベスト大気濃度調査結果について(環境省 報道発表添付資料)</p>		

